

# 学校園における危機管理マニュアル 作成（改訂）のための資料

—具体的な事例に学ぶ—

堺市教育委員会

## は じ め に

平成 8 年 7 月、本市において学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 O157 による学童集団下痢症が発生し、児童 7,892 人を含む 9,523 人の方々が患し、3 人の児童の尊い命を失いました。また当時、溶血性尿毒症症候群を発症した児童が 19 年を経過した平成 27 年 10 月、その後遺症を原因として亡くなりました。多数の方たちに非常な苦痛と大変なご心労をおかけしました。

私たちは、腸管出血性大腸菌 O157 による学童集団下痢症の教訓を風化させることなく常に危機管理意識をもち、子どもたちの健康や安全について最大限の努力を払わなければなりません。

近年、全国的に学校管理下において、子どもに関する様々な事故や事件が発生したり、子どもを標的にした脅迫メールが自治体に届いたりという状況があり、教職員の危機管理意識の高揚や危機対応能力及び社会の変化を踏まえた危機管理体制の確立を図ることが、強く求められています。

学校園における危機管理では、子どもの命と人権を守る、子どもと教職員との信頼関係を維持する、学校に対する保護者や地域社会の信頼を確保するために、日ごろから「危機の予知・予測」「未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」「心のケア」等、迅速・適切な対応により被害を最小限に止めなければなりません。

本市では、平成 13 年 6 月の大阪教育大学附属池田小学校の事件を契機に、平成 14 年 4 月「学校園における危機管理」－具体的な事例に学ぶ－を作成し、児童生徒の安全確保に努めるとともに、その徹底を図ってまいりました。

今般、学校を取り巻く安全上の課題が、時代や社会の変化に伴って変わってきている状況を踏まえ、「学校園における危機管理マニュアル作成（改訂）のための資料」の見直しを行いました。

各学校園におきましては、本書を活用して、それぞれの実情に即しマニュアルの改訂をしていただき、児童生徒の発達段階や学校園・地域の実態等を踏まえ、本書に掲載した事例以外にも様々な危機が想定されることも考慮の上、危機管理マニュアルの整備、充実を図ることが大切です。

さらに、本書をもとに校内研修等を通じて個々の事例を学校園に当てはめて考えてみるとともに、危機意識や危機対応の共有化に努め、子どもたちの安全確保及び学校園の安全管理に万全を期すよう配慮願います。

令和 4 年 8 月

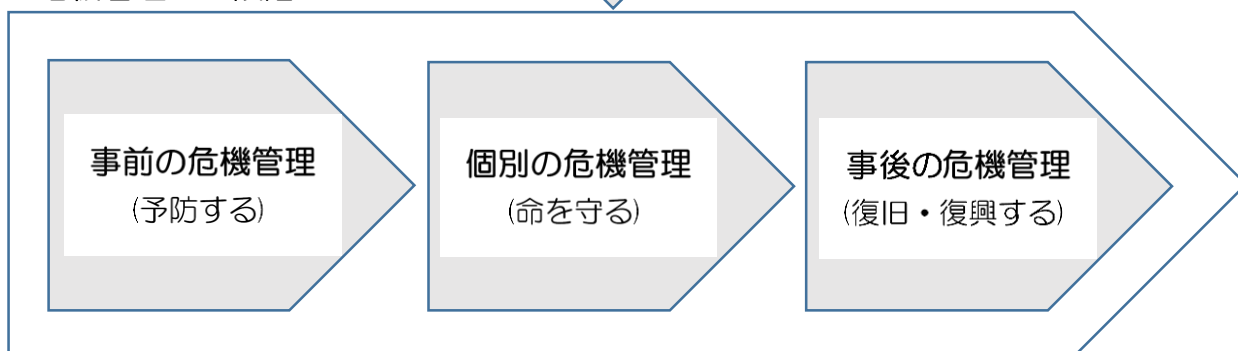
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

# 《学校における危機管理》

実際の対応時は、マニュアルを見る余裕がありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に全教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。  
いつ起こるか分からない事故にきちんと備えることが重要です。

## 《危機管理の三段階》



## 各学校園における「危機管理マニュアル」見直し・改善のポイント

1. 各学校の実情（学校の立地する環境、学校規模、児童生徒等の年齢や通学の状況等）に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時の対処方法を検討すること。
2. 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行うこと。
3. 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図ること。
4. 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行うこと。
5. 作成した危機管理マニュアルは、訓練等を基に検証し、実際に機能するかどうか、専門家の指導・助言も踏まえ、定期的に見直し・改善を行うこと。

# 目 次

- ・はじめに
- ・危機管理マニュアル見直し・改善のポイント

## I. 学校園の危機管理と基本的な対応

1. 学校園の危機管理のねらい	I - 1
2. 学校園の危機対応	I - 1
3. 危機対応の留意事項	I - 2
4. 緊急保護者会への対応	I - 5
5. 報道機関への対応	I - 9
6. 心のケア	I - 13
7. 日頃からの家庭・地域社会との連携	I - 15
8. 日頃からの関係機関との連携	I - 16

## II. 災害や事故、事件での具体的な対応例

### [①自然災害編]

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1. 地震・津波災害   | ① - 1 - 1 ~ 28 |
| 2. 気象災害（暴風雨） | ① - 2 - 1      |

[②学校生活編]・[③学校管理編]・[④その他]の項目は、HPには掲載していません。

## III. 参考資料

1. 関係機関一覧	III - 1
2. 参考文献	III - 2

# I. 学校園の危機管理と基本的な対応

## 1. ≪学校園の危機管理のねらい≫

危機管理という言葉は、クライシス・マネジメント(crisis management)あるいは、リスク・マネジメント(risk management)の訳語であり、今日では、ある組織にとって重大な問題が発生した場合の対処の仕方を意味するものとして、危機管理の語が用いられている。

危機管理の基本的なねらいは、一般に、ある事故や事件の発生によって生じた様々な損害を軽減して、組織の適切な維持を図ることである。したがって、学校の危機管理も、日常の教育活動や学校生活において生じた事故や事件などに対する対応策であり、経営管理機能である。

学校園における危機管理のねらいは、次の3つにまとめることができる。

1. 子どもの命と人権を守る。
2. 子どもと教職員との信頼関係を維持する。
3. 学校園に対する保護者や地域社会の信頼を確保する。

## 2. ≪学校園の危機対応≫

学校園が危機に対処するにあたっては、以下の4点が重要である。

### 【①危機の予知】

危機管理で大切なことは、危機的な状況が起きる可能性を予知すること、あるいは危機的な状況になる前に危機となる問題について情報を十分に把握することであり、管理職は、校園内の動向にかかわる情報が教職員から常に収集できる体制を確立しておかなければならない。

### 【②危機の回避】

危機を予知したら、それを回避する措置を速やかに講じなければならない。そのためには、管理職が問題の状況を的確に把握し、危機回避のために最大限の努力を払わなければならない。初期対応の不十分さから、問題が起きたり解決が困難になったりする場合があることから、常に最悪の事態を想定し、対処することが大切である。

### 【③危機への対応】

最大限に予知する努力を払って、危機を回避する措置をとっても、不幸にして危機の発生を避けられない場合もある。その時に最も重要なことは、管理職がリーダーシップをとり迅速に適切な危機への対応をすることである。

#### **【④再発防止への取組】**

緊急事態を収拾した後は、その対応等について総括し、再び同じような危機が起きないように再発防止の手立てを講じなければならない。また、未然防止の取組についても、定期的に評価し改善することが大切である。

### **3. 《危機対応の留意事項》**

学校園の危機的問題は、いつどのような形で起こるか分からない。したがって、すべての教職員が常に危機管理意識をもつとともに、日頃からいざというときに、どうしたらよいかという方法や適切な管理運営、行動の仕方等を考え、危機的状況が発生した場合は、危機管理マニュアルに基づき組織として適切に対処することが重要である。

また、日頃からチェックリストによる日常点検等の取組により、事故や事件の未然防止に努めることも大切である。

#### **(1) 危機管理体制の充実**

##### **①危機管理意識の高揚**

教職員が学校教育活動の中で常に危機管理意識をもって行動することが危機管理の第一歩である。そのために、危機管理マニュアルを全教職員で定期的に見直すことや、外部からの侵入者への対処の仕方等のシミュレーションを行うなど、警察との連携により校園内研修等の充実を図ることが大切である。このように校園内研修等の充実を図ることにより、教職員の危機管理意識を高めるとともに、未然防止に必要な取組や緊急時に必要な対応力の向上を図ることができる。

また、管理職不在時に事故や事件が発生した場合の判断や対応および教育委員会への連絡等について、職員室に掲示するとともに事前に教職員間で共通理解しておくことが大切である。

##### **②チェックリストによる日常的及び定期的な点検活動**

各学校園においては、チェックリストに基づき日常的及び定期的に点検を実施し、子どもの安全確保及び学校園の安全管理に万全を期すことが必要である。

ア. 毎月15日に実施する校園内安全点検活動の充実

イ. 「子どもの安全確保及び学校園の安全管理」についての点検表の活用

##### **③緊急事態の発生に備えた体制づくり**

ア. 緊急事態発生時の体制

a. 校園内体制の確立（指示系統の確認）

b. 校園内対策本部の体制（役割分担）

本部長、副本部長、子どもへの対応責任者、保護者への対応責任者、教育委員会对応責任者、警察・消防署等の関係機関への対応責任者、報道関係への対応責任者などの明確化

#### ④発見者及び教職員の取るべき措置

- ア. 子どもの安全確保、正確な状況把握、管理職への連絡
- イ. 管理職が他の教職員への連絡（ブザー、ベル、ホイッスル等）
- ウ. 負傷した子どもがいる場合の応急措置体制
- エ. 警察署や消防署（救急車の要請）等への連絡
- オ. 子どもの避難誘導
- カ. 事故や事件に遭遇した子どもの保護者への連絡

#### ⑤緊急事態発生時の組織的な対応

- ア. 管理職のリーダーシップ
  - ・PTA 役員や地域の役員等への連絡
  - ・教育委員会への連絡
  - ・近隣学校園への連絡
- イ. 校園内対策本部体制による統一した対応
- ウ. 情報の収集と共有化
- エ. 子どもへの対応(状態把握、健康観察、心のケア)

### (2) 緊急事態発生時の留意点

#### ①緊急事態への対応を優先

事故や災害等は人命にかかわることがある。どのような事故や災害等も対処を迅速・適切に行うことが大切であり、授業中等であっても事故や災害等への対応を第一とする。

#### ②冷静な対応

危機管理マニュアルに従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に判断し、対応する。また、対応にあたっては、一人で処理しないで他の教職員と協力して対応にあたる。

#### ③管理職のリーダーシップ

緊急事態発生時、管理職は状況を的確に判断し、全教職員に緊急対応を行うことを明確に伝え、役割分担等について適切な指示を行うなど、強いリーダーシップを発揮する。

#### ④正確な情報収集及び情報の共有化

緊急事態発生時、回りにいた子ども及び教職員から可能な限り正確かつ速やかに情報収集を行い、対策本部において整理し、教職員でその情報を共有化する。

また、時間を追っての指導経過等を記録しておく。

#### ⑤組織的な対応

管理職が、対策本部での決定事項を全教職員に伝える。あるいは、対策本部の構成員が速やかに決定事項を他の教職員に指示・伝達し、学校園全体で組織的に対応できる体制をつくる。

混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要であるが、必ず事後に報告するなど、「報告、連絡、相談」の徹底を図る。

## ⑥保護者・地域社会との連携

被害者の保護者への連絡を迅速に行い、誠意をもって対応する。

PTA 役員や地域の関係者に状況や対応等について説明するとともに、理解と協力を求め危機の解決にあたる。

## ⑦関係機関との連携

教育委員会や警察、子ども相談所等の関係機関と連携を図り、対応に関する助言や支援を得る。

### (3) 教育委員会との連携

#### ①教育委員会への迅速で正確な報告

緊急事態が発生した場合、発生状況を正確に把握し、その概略等を教育委員会に第一報として電話で報告する。

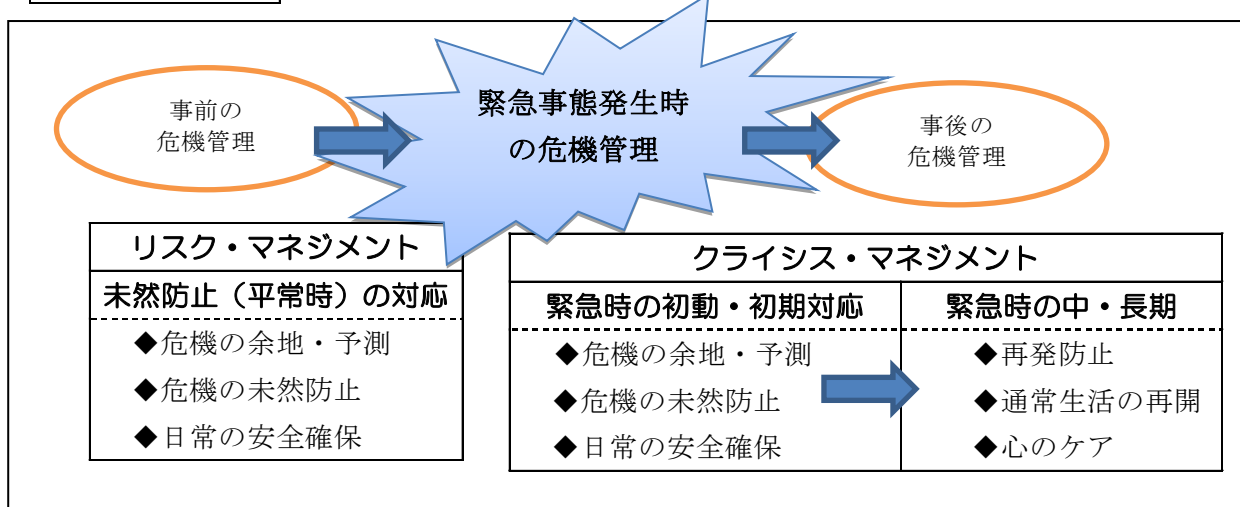
##### [報告内容]

- ・ 事故等発生日時及び状況
- ・ 破損の程度や負傷者の名前、年齢、負傷の程度など
- ・ 発生時にとった学校園の対応
- ・ 病院や警察等との連絡状況
- ・ 保護者や地域社会等への連絡状況とその反応
- ・ 他の子どもへの周知状況と反応
- ・ 報道機関の取材状況
- ・ 今後の対応の方針

#### ②教育委員会への支援要請

緊急事態発生時には様々な対応が必要となり、学校園だけで対応することが困難な場合がある。学校園だけで抱え込まず、教育委員会からの助言を求めたり、必要な場合、職員の派遣を要請したりする。

#### 危機管理のプロセス





## 4. 《緊急保護者会への対応》

事故や事件が発生した場合は、学校園は、いち早く事態の収拾と正常化を図らなければならない。事故等の発生は、学校園や子ども、保護者、地域社会などの関係者にとってたいへん重大なことであり、衝撃も大きい。また、保護者等がうわさやデマ等によって不安になり動揺することもある。そのような場合、緊急保護者会を開催し、事故等の事実や対応方針等を正しく伝え、理解と協力を得ることは、今後の学校運営の正常化に向けての取組や運営そのものを左右するほど重要なことである。

### (1) 開催まで

#### ①開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職が教育委員会や PTA 役員等と連携を図り次のような点を考慮した上で判断することが必要である。

#### 【判断基準】

- ・事故や事件が当事者だけでなく、他の子どもたち及び保護者や地域の人々に与える影響が大きい。
- ・うわさやデマ等により子どもたち及び保護者や地域の人々に、不安感や学校園に対する不信感が高まっている、または高まる可能性がある。

#### ②目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- ア. 事故や事件についての正確な事実や対応の概要を説明することにより、うわさやデマ等による不安感や不信感を払拭し、混乱を避ける。
- イ. 学校園の運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域の人々の理解と協力を求める。
- ウ. 学校園の対応方針等に対する保護者等からの要望や考えを聞く。
- エ. 問題の早期解決を図るため、子どもの心のケア等家庭における対応についてのレクチャー及び協力を依頼する。

#### ③実施上の留意事項

- ア. 教育委員会や PTA 役員等との連携

管理職は、事前に開催の要否、日時、場所、目的、内容、対象者等について教育委員会や PTA 役員等と十分協議する。また、必要がある場合、教育委員会の職員の同席等を依頼する。

- イ. 説明内容の十分な準備

管理職を中心に対策組織をつくり、事故や事件の内容を、なぜ、いつ、どこで、誰が、何を、どうした（5W1H を時系列）かを時間を追って整理する。その際、説明する内容としない内容を明確に区別しておくことが大切である。また、その背景等を分析し、対応方針や具体的方策等の説明内容について十分準備する。

- ウ. 関係した子どもの保護者への事前説明

関係した子どもの保護者に事前に十分な説明を行い、緊急保護者会の実施についての理解を求める。

- エ. 関係した子どもへの配慮  
関係した子どもやその保護者の人権やプライバシーに十分配慮するとともに子どもへの配慮や心のケアに努める。
- オ. 教職員の共通理解  
管理職は、あらかじめ全教職員に緊急保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針や具体的方策等について説明し、共通理解を図る。
- カ. 教職員の役割分担の明確化  
緊急保護者会を円滑に実施するためには、司会、あいさつ、事故や事件の説明、質問等への回答について役割分担を明確にする。
- キ. 誠意ある対応  
緊急保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられるが、それらをきちんと受け止め、誠意をもって対応する。

## (2) 開催に向けた流れ

### ①事件・事故等の正確な事実確認

- ・ 事情聴取・家庭訪問・関係機関等を通じて、5W1Hを迅速に確認する。
- ・ 時系列に従って状況を記録するとともに、原因・背景等をできる限り把握する。

### ②緊急対策会議の開催

- ・ 情報の集約と、職員会議及びP T A役員会開催等に向けた協議を行う。

### ③関係した保護者への説明と承諾

- ・ 事件・事故の場合は、P T A役員会及び臨時保護者会で説明する内容について、関係した保護者に伝えて、承諾を得る。

### ④緊急職員会議の開催

- ・ 事件・事故等の状況を周知し、具体的な対応方針等に関する意思統一を図る。
- ・ 緊急P T A役員会の開催を決定する。
- ・ 開催について、校長がP T A会長・副会長へ直ちに電話で協力依頼する。

### ⑤緊急P T A役員会の開催

- ・ 状況説明及びP T Aとしての対応の在り方等について協議する。
- ・ 緊急保護者会の開催を決定する。(日時・場所・対象保護者の範囲等)
- ・ 保護者会当日、P T A役員が学校の立場にたちすぎると、保護者の反発をよぶこともあるので注意することを確認する。

### ⑥教育委員会への連絡と協力依頼

- ・ 緊急保護者会の開催決定について、教育委員会に連絡する。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等専門家の派遣を依頼する。
- ・ 必要に応じて、教育委員会の支援・同席等を依頼する。

### (3) 事前準備

#### ①日 時

- ・事件・事故後、できるだけ早期に開催する。
- ・昼間は働いている保護者が出席しにくいので、夕方から夜間にかけて開催することが望ましい。
- ・緊急の場合、休日の開催も考慮する。

#### ②会 場

- ・広さ、照明、放送機器や冷暖房の必要性等を考慮する。  
(「広さ」については、両親共に来校することも考慮する。)

#### ③保護者への案内

- ・電話連絡又は保護者宛て文書（PTA会長と校長の連名）により案内する。  
(緊急の場合、1軒1軒連絡することが望ましい。電話による連絡網では行きわたらないことがある。)
- ・関係者のみで話し合う機会とするため、葉書を送付し、受付で提出してもらう方法もある。

#### ④配布(説明)資料

- ・校長の説明原稿及び質問に対する想定問答  
(子どものプライバシーに関する内容を説明する必要がある場合には、必ず当該の子ども保護者の了解を得る。必要に応じて、教育委員会へ相談する。)

### (4) 保護者会当日

#### ①役割分担の決定(例)

司会(教頭) あいさつ(校園長・PTA会長)  
説明(校園長)(生徒指導主任・学年主任が補佐) 記録(教務主任)  
受付(学級担任) 駐車場・警備(生徒指導部) 救護(養護教諭)

#### ②進行次第(例)

- 1 開会
  - ・校園長あいさつ
  - ・PTA会長あいさつ
- 2 概要説明等
  - ・事件・事故等の概要
  - ・事件・事故等に対する学校の対応
  - ・校園長の所見
  - ・今後の対応策
  - ・保護者への協力依頼
- 3 質疑応答・協議
- 4 スクールカウンセラー等による「心のケアについて」の説明
- 5 閉会
  - ・校園長あいさつ

### ③説明・質疑応答の際の留意点

- ・最初に、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
- ・謙虚な姿勢でわかりやすく説明する。
- ・当該の子どもやその保護者の個人の責任を問うことはしない。
- ・今後の学校方針と具体的な対応策を明確に示す。
- ・保護者に協力を依頼する際は、資料等をもとに、具体的に示す。
- ・背景や原因に関わることは慎重に発言する。  
(たとえば、早い段階で「いじめはなかった」と断定しない。)
- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。

### ④開催中の留意点

- ・全教職員が参加する。
- ・学校への苦情に終始しないよう進行する。  
(苦情が出るのは当然であるが、後半は、これから子どものために共に何ができるかについて、今後の対応策や建設的な意見を引き出すように努める。)
- ・発言が、必ずしも保護者全体の意見を代表しているとは限らない場合もあることも認識する。
- ・保護者会の内容・発言は、マスコミに伝わるという前提で話す。

### ⑤終了後の個別対応

- ・教職員は、保護者が気軽に話しかけられる位置に立ち、質問・相談等に誠意を持って対応する。

## (5) 事後対応

- ①欠席した保護者への資料配布。
- ②記録の分析と要望の集約。
  - ・今後の対策会議や職員会議における協議の資料とする。
- ③学校が提示した対応策の早期実施。
- ④保護者からの要望の実現に向けた検討。
  - ・改善できる点は直ちに検討・対処し、信頼回復に努める。

## 5. ≪報道機関への対応≫

学校園における事故や事件については、大きな社会問題となって報道機関から取材を受けることがある。報道機関への対応は慎重に行い、ていねいかつ誠実に対処し、学校園や子ども、教職員、保護者等の関係者に混乱等をきたすことのないようにしなければならない。

### ①対応の基本姿勢

#### ア. 情報の公開

個人情報や人権等に最大限の配慮をしながら、事故や事件について事実を公表していく姿勢で対応し、「事実を隠しているではないか」との誤解が生じないようにする。

また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない内容については、その理由を説明し、理解を求める。

#### イ. 誠実な対応

報道を通じて、事故や事件の概要だけでなく、学校園の対応や今後の方針を広く保護者や地域社会に正しく伝えられるように努めなければならない。そのために、学校園は報道機関に対し忌避することなく誠実に対応する。

#### ウ. 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの報道機関に対しても公平に情報を提供する。

### ②報道機関への対応の留意点

#### ア. 情報の整理

取材を受ける前に、報道窓口担当者は事故や事件の内容、状況、原因、背景、経過、被害状況、対応を整理し、正確に把握しておく。

#### イ. 窓口の一本化

取材の申し込みがあれば、学校の報道窓口を校園長（または教頭）の対応とする。

#### ウ. 社名、記者名、連絡等の確認

電話による取材の申し込みがあった場合、相手の社名、部署名、記者名、内容、連絡先（電話番号）等を正確に聞き取り、報道窓口担当者に伝える。

#### エ. 明確な回答

取材には、個人情報や人権等に最大限の配慮をしながら、事実のみ返答して、外部から伝え聞いたような事実かどうか判明していないあいまいなことは絶対に回答しない。

また、取材には2名程度で望み、質疑応答について、その内容等を記録する。

#### オ. 教育委員会との連携

取材の申し込みがあった場合や記者会見等を開く場合、教育委員会に速やかに連絡し、必要があれば教育委員会の支援を要請する。

## カ. 取材への対応

取材の申し込みが多い場合は、教育委員会と連携し、記者会見を開くことで対応する。その場合、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう配慮する。

テレビ取材については、子どもの顔をカメラに映さないなど学校側の条件を提示する。

### **囲み取材への対応**

#### ◎ 囲み取材とは

記者が、管理職を囲んで取材する。「ぶら下がり取材」とも言う。注目案件などは自然発生的に行われる場合もあるが、複数取材に応じる場合は、あらかじめ時間や場所を調整したうえで行うことが多い。

#### ◆ 留意点

- ① 正確な情報を公平に、積極的に公開することで、噂や間違った情報を払拭し、二次被害を防止する。
- ② 囲み取材を設定することで、報道対応を集約することが可能となり、時間的により正確な情報発信も可能となる。

#### ◆ 開催手順

##### ① 日時・場所等の決定

- ◎ 教育委員会へ連絡・相談して決定する。
- ◎ 開催時間・場所
  - ・ 子どもへの影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。
  - ・ 子どもが校園内にいる時間帯は校外で開催することが望ましい。

##### ② 事前準備

- ◎ 校長説明資料・報道資料・想定問答
  - ・ 作成について

報道資料とは、ある問題が起きた場合に、事実関係を客観的に示す文書である。事実、経過、原因、対策、コメントを、A4用紙1, 2枚程度にまとめる。その時の状況に応じて、マスコミ等に配付する。この資料作成と配付によって、緊急事態発生時に起こりがちな言葉による誤解を防ぐことができる。実際に文章を作成する際には、記者からの想定質問の作成と同時に行うとよい。記者から質問されそうなことを先に文書化しておけば、それだけ質問を減らすことができる。

#### (1) 事 実

誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか、を明確にして、5W1Hの形で簡潔に記載する。

## (2) 経 過

発生時から現在に至るまでの経過を日時、時間単位で箇条書きにする。経過の結果、現在どのようになっているかの状況説明も加える。

## (3) 原 因

発生から発表までの時間がない場合には、「原因を究明中」とする。絶対に憶測事項を記載してはならない。発生から時間が経過し、状況証拠からある程度原因を推できる場合には記載する。

## (4) 対 策

発生から発表までの時間が短い場合には、「今後対策を検討し…」という言葉でよいが、「いつまでに対策を発表する」という具体的な日時だけでも記載したほうがよい。二度と同じ過ちを起こさないために具体的に何をどうするのかの記載も必要である。

## (5) 見 解

起きてしまった事件（事故）について学校としてどう思うのか、どのように結論づけるのか、どう責任をとるのかを記載する。ここが、学校としての公式見解となる重要な部分になる。反省すべき点は反省し、謝罪すべきことは謝罪し、主張すべきことは主張する。

### ◎役割分担（例）

受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務室

司会：教頭      説明：校長      記録・録音：教務主任

助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：生徒指導主任（主事）

### ◎教育委員会の関係者への同席依頼

記者会見等の際の説明・回答等の役割分担を決めておく。

## ③進行次第（例）

### (1) 概要説明等

- ①はじめに（自己紹介、校長の事件・事故への謝罪や所感、決意表明等）
- ②事件・事故等の概要（警察発表を基本とするなど、事実確認は慎重に行い、個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明）
- ③これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明）
- ④今後の予定（緊急保護者会、学校再開、子どものケア、次回会見予定等）

### (2) 質疑応答

#### ◎説明・質疑応答の際の留意点

- ・事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
- ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に）
- ・当該の子どもやその保護者の責任を問うことはしない。
- ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
- ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。
- ・質問の最低ルールを最初に示す。

※「質問がある方は挙手をして、所属とお名前をおっしゃってから質問してください。なお、質問は〇〇分間（一般的には 30 分程度）で終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。」

- ・予想しなかった質問や、学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい。」と即答を避けることも必要である。
- ・背景や原因にかかわることには慎重に発言する。
- ・意見・感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。
- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
- ・失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。

#### **⑤ 囲み取材終了後の対応**

##### ◎ 個別対応

- ・報道機関によって話す内容を変えない。



## 6. 《心のケア》

### (1) 「急性ストレス障害(通称 Acute Stress Disorder 通称ASD)」

#### 「心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder 通称 PTSD)」とは

事故等に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。こうした反応は、誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故後の遭遇後3日から1か月持続する場合は「急性ストレス障害(通称 Acute Stress Disorder 通称 ASD)」といい、1か月以上長引く場合は「心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder 通称 PTSD)」という。

### (2) 子どもへの支援の在り方

事故等の発生直後から子ども(保護者等)に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切である。

### (3) 保護者・教職員への支援の在り方

また、被害の子どもの保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になったりすることがあり、心のケアが必要になることがある。被害の子どもにとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切である。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要である。

### (4) 心のケアの機関

心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害の子どもが進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要である。

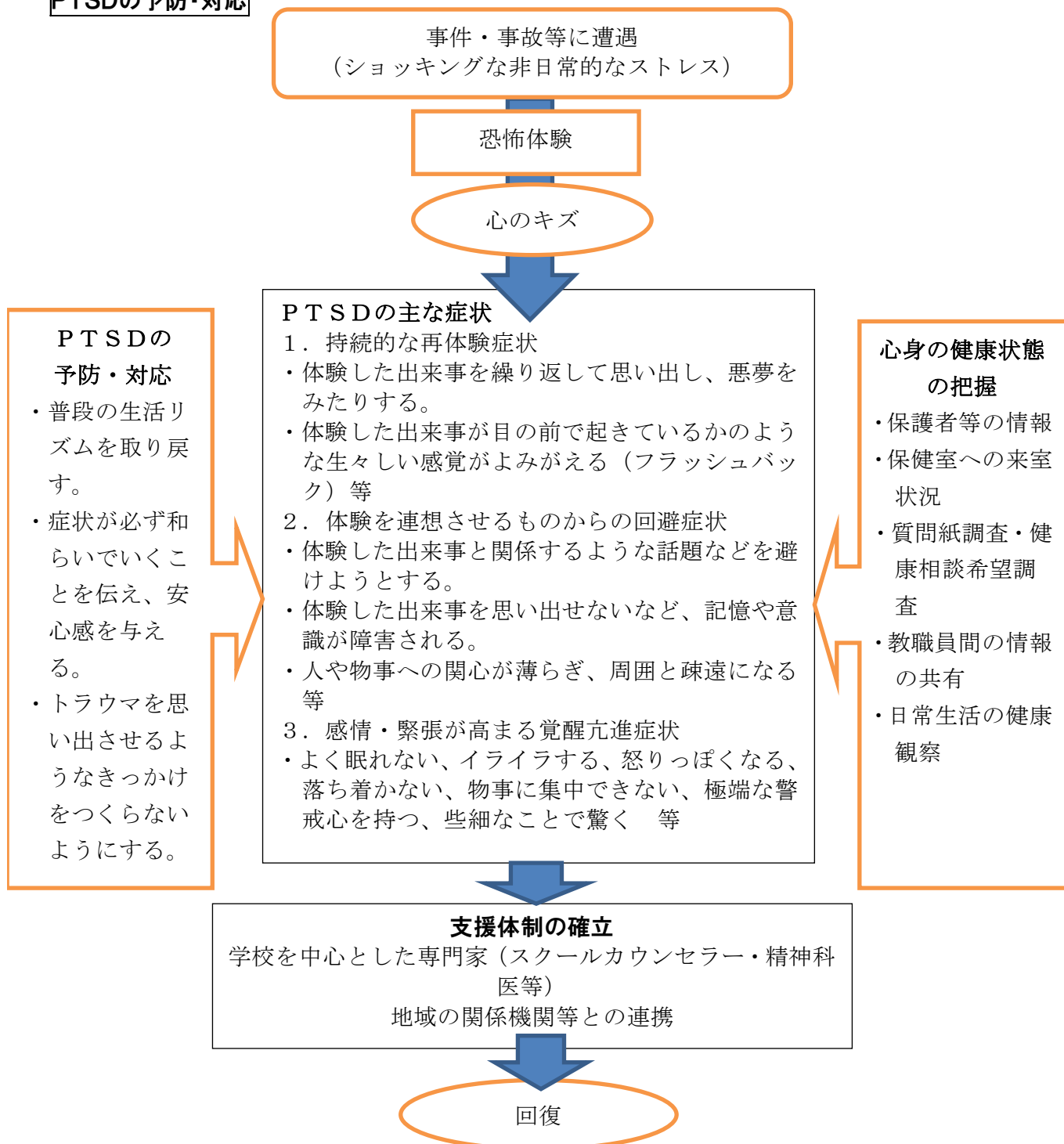
### (5) 留意点

心の健康問題については、子どもの発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差が見られる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

そのためには、日頃から、きめ細やかな健康観察を実施し、危機に直面したことによる心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておくことが必要である。

また、心の健康問題については、気軽に相談することをためらう傾向があるとの指摘もあることから、学級担任や養護教諭など、身近な人に気軽に相談しやすい体制づくりや、必要に応じて専門家等の相談を受けやすい環境をつくっておくことが大切である。

## PTSDの予防・対応



## 7. ≪日頃からの家庭・地域社会との連携≫

### (1) 開かれた学校園づくりの推進

保護者や地域の人々が学校園の教育活動に参加する機会を設け、大人同士のネットワークづくり、大人と子どもたちの人間関係づくりを進める。

#### ① 学校園をサポートする保護者や地域の人々の活動

保護者や地域の人々が授業・学校行事等の教育活動に参加することにより、大人同士、大人と子どもとの人間関係づくりに努める。

#### ② 授業参観の工夫

保護者や地域の人々が子どもの授業を参観するだけでなく、子どもたちとともに活動する機会を設ける。

### (2) 教育コミュニティの構築

PTA や各中学校区青少年健全育成協議会及び地域の諸団体との連携強化を図り、子どもの安全確保等に努める。

#### ① 広報活動の推進

学校園は、平素から学校園通信、教育コミュニティ紙、授業参観、各地域での懇談会等を通じ、学校園の現状や指導方針等について積極的に情報提供を行い、学校園に対する理解や協力を得ておくことが大切である。

なお、学校園からの通信や保護者あて文書等については、人権や個人のプライバシー保護の観点等に十分配慮する。

#### ② 安全確保に向けた立看板の設置やポスターの掲示

地域の危険箇所等の把握に努め、安全確保のための立看板を設置するとともに、安全確保や青少年の健全育成のためのポスター等を掲示し、子どもたちに注意を促し、保護者及び地域の人々の意識の高揚を図る。

#### ③ 安全マップの作成

保育所、学校園、公民館、郵便局、警察署等の施設、「こども 110 番の家」等、子どもが助けを求められることができる施設等を示した「安全マップ」を作成し、配布する。

#### ④ 「こども 110 番の家」の設置

子どもの通学路を中心に、協力家庭が「こども 110 番の家」として、「こども 110 番の家の旗」を掲げておくことで、子どもがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求められるようにする。各家庭だけでなく、コンビニエンスストア郵便局、商店街などにも協力を求め、「こども 110 番の家」運動の活性化と拡充を図る。

#### ⑤ 安全対策に係る学習会の実施

警察等と連携・協力しながら、防犯教室などの学習会を実施する。

#### ⑥ 学校教育活動への支援

総合的な学習の時間、職場体験学習、登下校の指導など、学校外の教育活動における安全管理への協力を求める。

## 8. ≪日頃からの関係機関との連携≫

### ①日頃からの連携

管理職は危機を最小限に抑えるため、正確な事実関係を把握し、警察署、消防署、保健所等の関係機関と連携するとともに、必要に応じて支援を要請する。

学校園が支援を得られる機関についての情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴等を把握した上で連携を図る。学校園から関係機関に指導方針や現状を説明し、適宜助言を受けることなどを通じて、日頃から相談できる関係をつくる。

### ②継続した連携

危機を脱した後も、今後の対応についての助言を得たり、直接、子どもの支援にあたってもらったりするなど、継続的な連携を図る。また、連携した機関から学校の緊急対策についての評価を得て、その改善を図ることも大切である。

### 関係機関との連携

#### ○連絡責任者

- ・連絡責任者は校長とする

#### ○連絡方法

- ・連絡責任者が連絡担当者として指定したもの（生徒指導主事等）が、面接又は電話により速やかに行う。

#### ○連絡時期

- ・連絡責任者である校長が必要であると判断した時に行う

#### ○連絡内容

- ・連絡の範囲は、当該事案に関わる子どもの問題行動等及び子どもの被害防止並びに安全の確保に資するために必要な情報に限る。
- ・具体的な連絡内容は、問題行動等を解決または防止するとともに、被害の拡大を防ぐため、当該事案の概要や、当該の子どもの氏名、年齢、学年、性別など、健全育成に資するため学校が必要とするため学校が必要と認める事項とする。
- ・連絡した内容については、必要に応じて、当該の子ども及び保護者に伝える。

#### ○留意事項

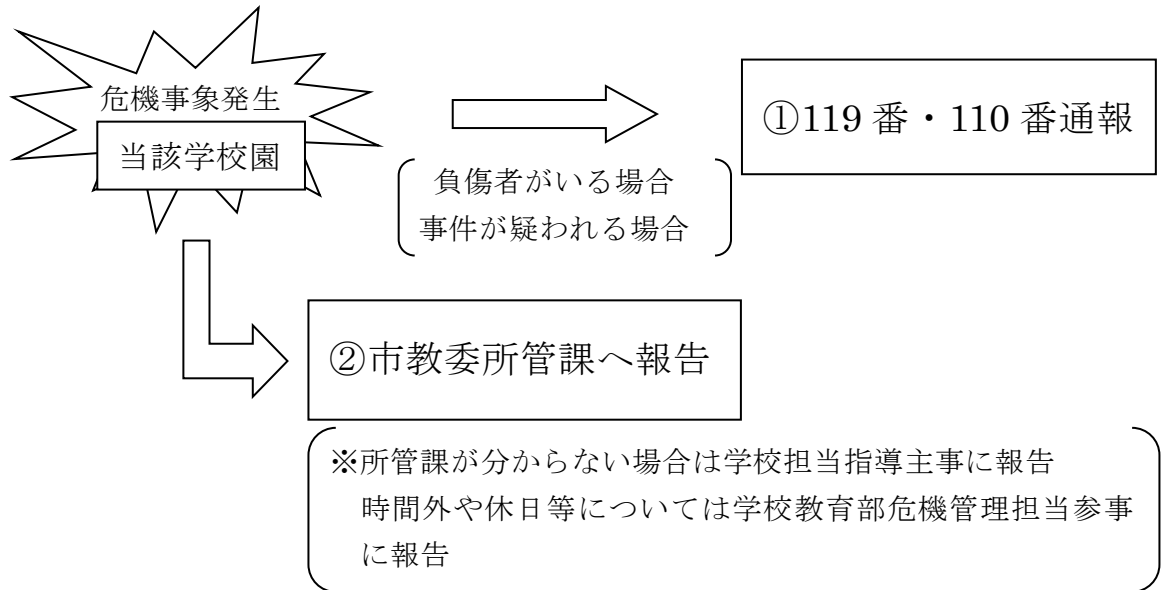
- ・連絡を行う情報については、事実に基づき、正確を期する。
- ・連絡した情報については、秘密を厳守する。
- ・当該事案に関係した子どもへの指導に当たっては、真に教育効果を持った適正な指導を行う。
- ・子どもや保護者に対し周知を図り、その趣旨や目的の理解を得るとともに、当該事案に関係する子どもの保護者の理解と緊密な連携の下、適切な運用を行う。
- ・連絡責任者・担当者は、「職務上知り得た個人情報を漏らしたり、目的以外に利用したりすることはできない。」（国家公務員法100条、地方公務員法34条）
- ・公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発しなければならない義務を「告発義務」（刑事訴訟法第239条）と悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有している。（「生徒指導提要」）
  - ・問題が発生してから連携するのではなく、日頃から十分な意思の疎通を図り、相互の連絡に対して、迅速・的確に対応できる体制を整備する。

## Ⅱ. 災害や事故、事件での具体的な対応例

①自然災害（地震・津波・風水害等） ②学校生活 ③学校管理 ④その他の危機  
事象の4項目に整理し、対応例を紹介する。

各学校園で担当者（氏名又は役職）や具体的な連絡先を追記する等して、マニュアル  
を整備する。

### 基本的な危機事象対応フロー



# 1. 地震・津波対応

～地震・津波から大切な命を守るために～

## 本資料（地震・津波対応）について

平成23年3月11日、太平洋三陸沖を震源とする、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した東日本大震災が発生した。この大地震による震度7の揺れと大津波によって大きな被害をもたらされた。これを受けて、本市においても、国による被害想定を待たずに暫定的な最高津波高を従来想定の2倍の6mとした津波影響範囲が設定された。この範囲内にある小学校区では、住民参加による津波避難ワークショップが開催され、津波警戒マップの作成や津波避難ビルの指定が進められるとともに、校区や学校園で地震・津波避難訓練が実施された。今後さらに、子どもたちの命を守るため、家庭や地域と連携して校内体制を充実し、子どもたちが自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」の育成をめざす防災教育の取組を進めていく必要がある。

各学校における防災体制の充実を図るためには、幼児児童生徒（以下「子ども」という。）の生命・安全を守ることを最優先し、地域の実情や子どもの発達段階等を踏まえた検討が必要があるが、本資料はその際の参考となるよう、学校での防災（地震・津波）に関する計画を策定する場合に盛り込むべき事項や、防災教育を進める上で留意すべき事項、地震が発生した場合に子どもの生命・安全を守るために教職員が果たすべき役割等に関して、基本的な事項を取りまとめたものである。

現在、学校においては、災害発生に対応すべく各々の学校園の実情等を考慮し防災体制等が整備されているが、とりわけ大地震発生を念頭におき、また沿岸部にある学校園については津波避難対策に留意し、保護者や地域との連携を含めた防災計画や防災体制の確立が急がれる。

また、文部科学省の中央教育審議会できりまとめられている「学校安全の推進に関する計画」の答申においても、学校保健安全法において策定することとされている各学校における学校安全計画の充実が求められているところである。

大地震を想定し、各学校で本資料を踏まえた防災計画を定めていただきたい。また、大地震が発生した場合は、地震の規模等によって様々な不測の状況も生じることから、各校園長はその時の状況に応じた的確な措置を行うよう、平素から対応を検討していただきたい。

平成31年3月 堺市教育委員会

※ 本資料においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を総じて「学校」と表記する。

## 1 地震発生にそなえて日頃から留意すべき事項

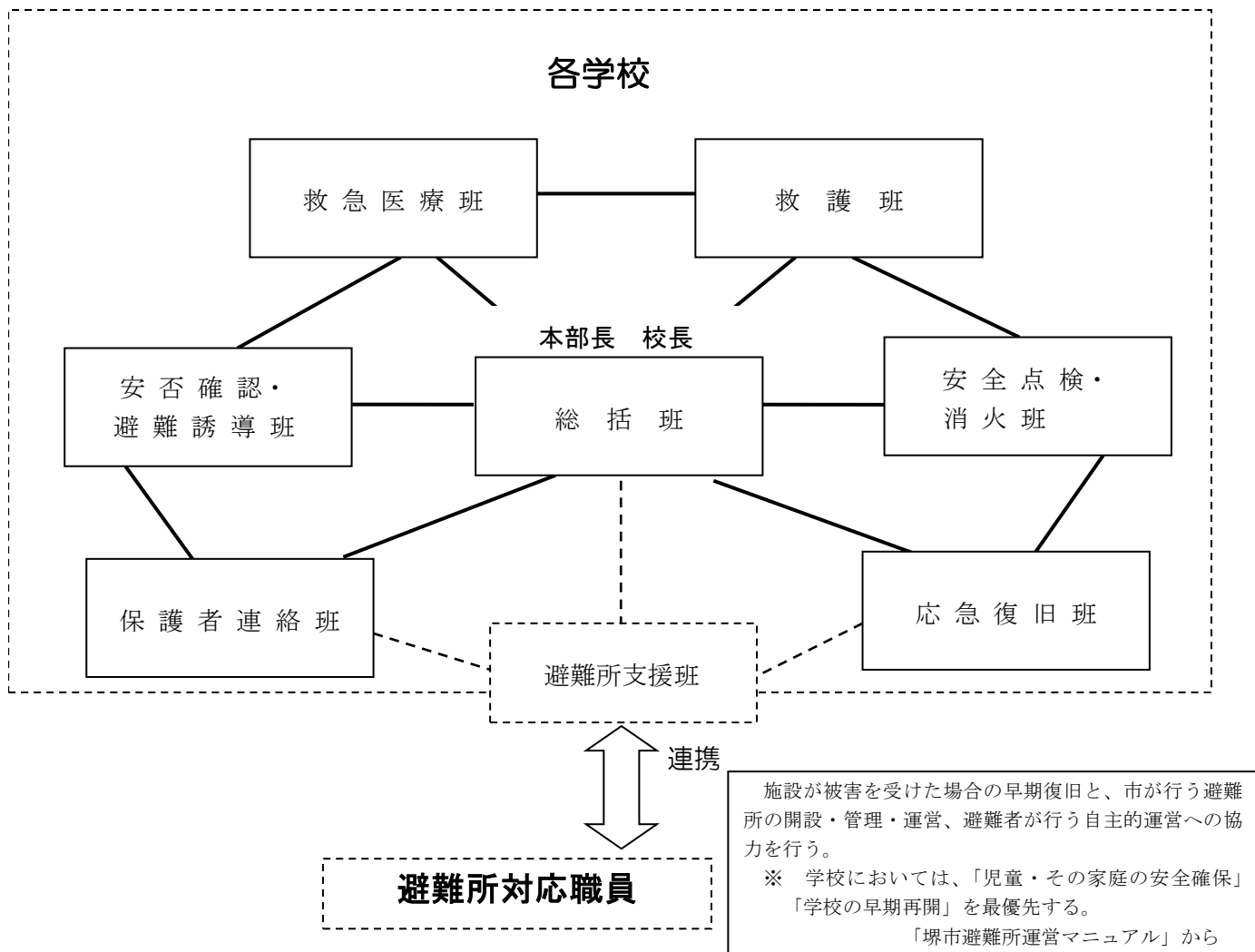
学校防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定めておくことが必要である。また、地震発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制等について考慮しておくことが大切である。

### (1) 学校防災体制の整備

ア 災害の種類や程度、発生時刻、場面等に対応した教職員の役割等を明確にした学校災害対策本部を組織化しておくとともに、家庭や関係機関等との連絡体制を整備する。

イ 災害時に子どもの安全を確保し、予想される危険や避難方法等について適切な指示・指導ができるよう教職員の校園内の防災組織や夜間・休日等の参集体制を決めておく。

## 学校災害対策本部の組織及び班設置例



注1 上記の例においては、各班に所属する教職員は、担当者が不在の場合、他の班の業務を担うこともある。さらに、被害の程度、不在教職員の数、災害発生後の時間の経過等によっては、より広範囲の業務を担う可能性があることをあらかじめ認識しておくことが必要である。

注2 これらの班は上下・並列関係にあるのではなく、それぞれが互いに関連し合っていることに留意する必要がある。



## 学校災害対策本部の教職員の役割

組 織	主な役割
本部長	校園長
総括班	<p>校園長、教頭及び班長（又は代理者）を中心とした教職員で構成。各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、災害対策担当部局、教育委員会等との連絡にあたる。</p> <p>また、被害の状況等に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策の決定等、子ども・教職員の安全確保や避難所の運営のために必要となる業務に関し各班との連絡調整を行う。</p>
安否確認・避難誘導班	<p>地震の揺れが収まった直後直ちに活動を開始し、子ども・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を本部長が判断し、避難誘導を行う。</p> <p>また、クラス全員の安否を確認し、総括班に報告する。</p> <p>さらに、在校中以外の時間帯に発災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、子ども・教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。この班は発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する必要がある。</p>
安全点検・消火班	<p>校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。</p> <p>また、出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。このほか、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。</p>
救護班	建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。
救急医療班	<p>養護教諭及び救命・救急経験者等で組織。特に救護班、安否確認・避難誘導班とは緊密な連携をとり、負傷した子ども・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて救護所や病院等の専門医療機関と連携をとる。</p>
保護者連絡班	<p>子どもの保護者への引渡しを安全・確実に実施する。その際、引き渡す相手が子どもの保護者又はその代理人(以下、「保護者等」という)であることの確認と、どの教員が立ち会ったかの記録が必要である。</p> <p>また、学校と保護者とが情報を共有するため、各学校のホームページなどを活用し、学校情報の発信にあたる。</p>
応急復旧班	<p>校内応急復旧に必要な機材、子どもへの食料、寝具等の調達、管理に当たる。特に応急教育を再開するに際し、子どもが教科書、学用品等を滅失した場合の対応にあたる。</p>

【参考】文部科学省「学校等の防災体制の充実について（第二次報告）」

## (2) 日頃から子どもへ指導しておくこと

- ア 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するため自らの危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目的として、防災教育を行う。
- イ 計画的・定期的に防災訓練を実施し、子どもの避難行動及び緊急地震速報への対応行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。
- ウ 東日本大震災では、「想定にとらわれない、最善を尽くす、率先避難者となる」という避難の3原則が生かされたことを参考に、子どもに対し、将来にわたる防災意識の基礎を築くため防災教育等を実施する。

### 地震発生を想定した日常の指導のポイント

地震発生時は、指導者の指示や緊急放送などをよく聞き、その指示に従うことが「自らの安全確保につながる」ことを十分指導しておく。

〈場所ごとの指導のポイント〉

#### 1 教室内

近くの窓、壁の反対側に頭を向け、机の下にもぐって机の脚を両手でつかみ落下物などから身を守る。

急に外に飛び出すなど勝手な行動はしない。



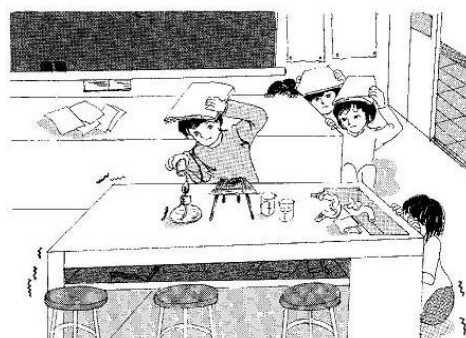
#### 2 運動場、体育館

建物の中や近くでは、手やかばんなどで頭部を保護する。運動場などの屋外では、建物から離れて集まってすわる。



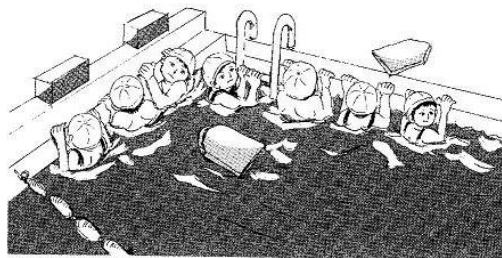
#### 3 実験室（理科室）・作業室

危険物から離れ、薬品や火気などに注意し、避難する。



#### 4 プール

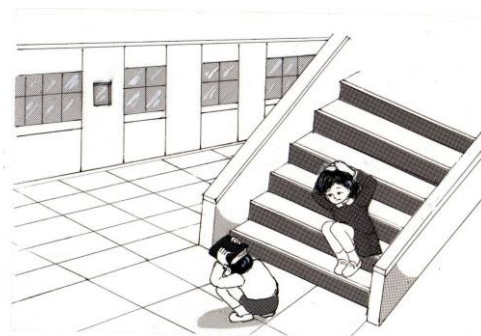
入水中は、プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。



#### 5 廊下、階段

窓ガラス、蛍光灯の落下が想定される場所を避け、中央部で頭部を保護し、姿勢を低くする。

可能であれば、近くの教室の机の下にもぐる。



#### 6 トイレ

逃げ出せるようにドアを開き、頭部を保護して揺れがおさまるまで動かずにいる。



#### 【参考】自宅でのポイント

「消防庁 地震防災マニュアル—震災対策啓発資料—」を参照

URL [http://www.fdma.go.jp/bousai\\_manual/occ/occurrence110.html](http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/occ/occurrence110.html)

### (3) 日頃から教職員が行っておくこと

- ア 施設・設備については、消火器、防災行政無線、その他防災機器の確認・点検など、日常の安全管理に万全を期すとともに、地震発生時に避難経路が確保できるよう、備品等の設置方法や場所等について安全対策を徹底する。
- イ 通学路の安全点検についても保護者、地域と連携して実施する。

### (4) 安全点検の実施

特に学校内については、毎月実施している安全点検を大地震発生も想定したものに見直すなどし、大地震発生に備えた安全点検を行う。

### 学校でのチェックポイント例

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
ガラス、蛍光灯、扇風機	教室 廊下、階段 トイレ、昇降口、 体育館等	・完全に固定されているか。 ・割れて飛散していないか。
ロッカー、 本棚等	教室、図書室等の 特別教室、昇降口 等	・固定金具は緩んでいないか。 ・転倒、移動の危険はないか。 ・上部に落下しやすい物を置いていないか。
ガラス器具、 食器類	理科室、家庭科室 調理室、実習室等	・転倒、落下、破損の危険はないか。 ・容器等を重ねておくことによって、危険な状態となっていないか。 ・棚など収納場所の扉は、簡単に開かないか。
薬品類、 医薬品類	理科準備室 保健室 技術教室等	・棚など収納場所の扉は、簡単に開かないか。 ・薬品どうしの混合により発火する危険性がある場合は別々に保管するなど、場所・保管方法が適切か。 ・劇薬等の危険性の高い薬品等は、薬品庫に収納しているか。
テレビ 電子黒板 コンピュータ	教室 特別教室 コンピュータ室	・転倒、落下、破損の危険はないか。 ・移動しないように固定しているか。 ・固定金具や固定器具は緩んでいないか。
工作機械 工作用具	技術室 実習室	・転倒、落下、破損の危険はないか。 ・収納棚などが転倒することはないか。
ストーブ	教室 特別教室 職員室等	・まわりに引火物はないか。 ・安全装置は作動するか。
フェンス サッカーゴール 鉄棒、遊具等	グラウンド等	・転倒、移動することはないか。 ・破損箇所はないか。

## (5) 緊急連絡体制の確立

ア 堺市域で「震度5弱以上」の地震が発生した場合の措置について、保護者に年度当初に伝えておくこと。

イ 早朝・夜間・休日など教育課程外に発生することを想定して、子ども等の安否に関する学校への連絡について、事前に保護者と申し合わせておくこと。

### 保護者に対しての周知内容

1. 登校園前に堺市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。
2. 在校園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校園は幼児児童生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護する。  
なお、生徒については、原則学校待機させ、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させる。また、状況によっては保護者と連絡をとる。
3. 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、最寄りの安全な場所に避難し、地震が収まったら、自宅か学校の距離的・時間的に近い方に向かう。但し、各学校園の地理的条件等によって被災状況が異なることが予想され、その対応については校園長が適切に定める。
4. 震度4以下の地震にあつては、学校園や地域の実情に即し、校園長が臨時休業及び始業時刻の変更等について判断を行う。この場合、校園長はその旨を教育委員会に報告する。

以上のことを保護者に周知しておく。沿岸部の津波影響範囲にある学校園においては、本マニュアル（P15～P17）を参照のうえ、津波避難対策についてあわせて周知を行う。（なお、文科省マニュアルでは、子どもの保護者への引き渡し基準を『震度5弱以上』と例示している。）

### 【参考】

#### 震度5弱以上の地震とは

- ・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- ・電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。
- ・固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
- ・まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。
- ・電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
- ・壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
- ・地盤に亀裂や液状化が生じることがある。
- ・落石やがけ崩れが発生することがある。

【参考】「気象庁震度階級関連解説表」

## 2 地震が在校中に発生した場合

### 緊急対応のポイント

#### <具体的事例>

3 時間目の授業中に震度 5 強の強い地震が発生した。大きな揺れとともに、室内の備品等の移動が見られ、窓ガラスが割れるなどの被害があった。

(4 以下の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状 況	管理職	教職員	子ども
地震発生	防災行政無線等で情報の収集・指示の準備 校園長…職員室 教頭…避難場所 ※情報を校園長に集約する。校園長は、建物に異常がない場合、職員室で指揮をとる。また、必要に応じて首席や教務主任等を校園長補佐とする。	適切な指示・確認(A)を行う。	指示に従い、安全の確保を行う。
揺れが収まる	運動場等の避難場所への避難の指示をする。  ・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、必要に応じた措置を行う。	適切な指示・確認(B)を行う。 出席簿を持ち出し、担任が点呼。 担任→学年主任→教頭→校園長  予め決められた学校防災体制(P3)に基づき、各教職員が対応する。 確認できない者がいる場合は余震や建物の損壊状況を見て救護を行う。【救護班】 教室内のガラス破損がある場合は、教室に戻さない。	担任や教科担任等の指示に従い、速やかに避難する。  ・その際には、 おさない はしらない しゃべらない もどらない を 大切にして避難する。 ・帽子、ハンカチ等を持って避難する。
余震の有無	情報の収集に努め、二次避難実施の判断を行う。 (例) ・余震が続く→運動場で待機 ・揺れが収まる→体育館等	子どもがパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するよう努める。	
保護者の迎への対応	堺市域で、震度 5 弱以上である場合は、保護者等の迎への準備の指示をする。 可能であれば、保護者にメール等で迎への要請を行う。 校区内安全確認を指示する。	児童家庭状況票(P9)を準備し、保護者等の迎へに備える。 迎へのあった子ども及び保護者の状況を把握しておく。  生徒は、原則学校待機させ、教職員による校区内安全確認後、可能であれば帰宅させる。また状況によっては、保護者連絡をする。	
教育委員会への報告	教育委員会へ(別紙様式1により)報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。	保護者等の迎へが、長時間ない場合は、避難場所での待機についても念頭において対策を講じる。	
堺市災害対策本部の設置の場合(震度 6 弱以上)	教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、災害地区職員と協議する。		学校から指示があるまで登校しない。

### 指示・確認内容－(A)

- 担任・授業担当者は、身を守るために次の指示を行う。
  - ・地震発生時、転倒・落下の恐れのある物や窓から離れ、机の下に入り、机の脚をしっかりと持つこと
  - ・机がないなど身体を保護するところがない場合は、本・衣服・かばん等や手で頭を保護し、姿勢を低くすること。
  - ・ガラスの割れによる被害を少なくするために、窓と反対側に頭を向けること。
- 子どもの不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。
- 二次災害（火災等）の防止に努める。

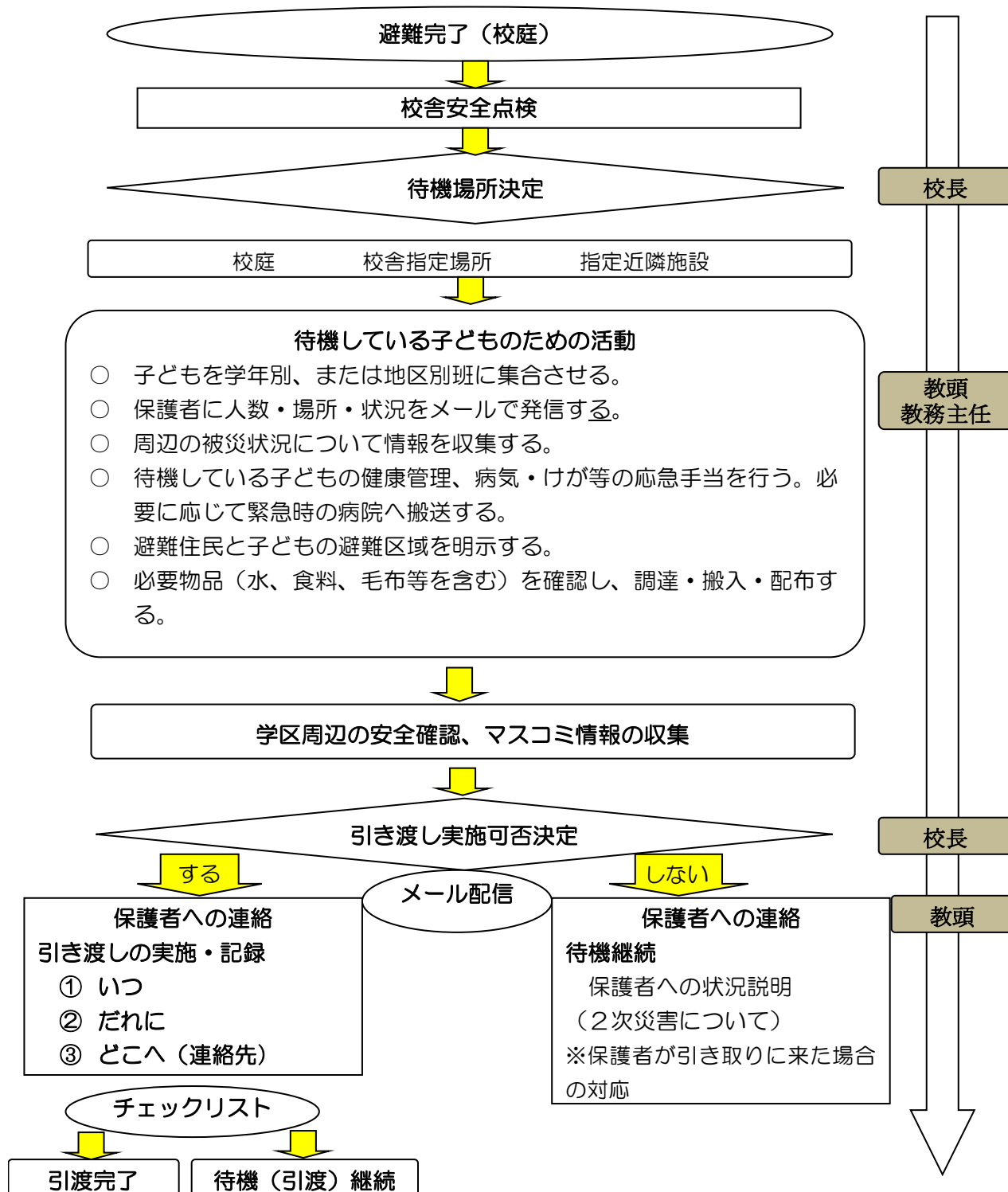
### 指示・確認内容－(B)

- 学習場所や避難時における対応
  - ・ガラスの破損による負傷が想定されるので、窓ガラスのそばには近づかない、割れたガラスには触れないよう指示する。
  - ・子どもの負傷の有無や程度を確認し、負傷者の対応にあたる。
  - ・応援が必要な場合は、笛や大きな声で応援を要請する（子どもだけにしない）。
  - ・周囲の状況、避難経路の安全を確認しながら、屋外の避難場所（運動場の中央部）に子どもを避難させる。その際、落下物から頭を保護するためのかばんを持たせるようにする。また、火災発生時には煙を吸い込まないようにハンカチ等を使用させる。
  - ・避難に際しては、「お・は・し・も（おさない・はしらない・しゃべらない、もどらない）」を徹底させる。
  - ・避難場所では、クラス単位で集合させ、負傷の有無を確認し、人員点呼を行い、結果を報告する（担任→学年主任→教頭→校園長）
- 避難場所での対応
  - ・不明者がいる場合は、発見に全力を尽くす。
  - ・負傷者がいる場合は、教職員相互で連携し、救急車の派遣要請を行うとともに、保護者へ連絡するなどの措置を行う。
  - ・余震の可能性が高いことから、できる限り屋内での避難はさける。その後、余震の状況も見ながら、避難場所を比較的安全性の高い屋内（体育館等）に移動させ、保護者の迎えに備える。
  - ・子どもを迎えにきた保護者には、引き取り記録を残しておく。
- 校園長及び職員室等にいる教職員の役割  
校園長は、職員室等にいる教職員に対し、次の指示を行う。
  - ・防災行政無線やテレビ・ラジオ等により、地域の被害状況等を確認する。
  - ・避難場所での指揮を執る。
  - ・子どもが避難している避難場所と職員室（校長）との連絡を密にする。
  - ・子どもに負傷がないか等の確認のため、見回りする。
  - ・負傷者がいる場合は、必要に応じて救急車の派遣を依頼する。（消防署が要請に応じられない場合も想定しておく。）





学校待機・引き渡し訓練（校内待機の場合）



- 事前に、引き渡しカード等を使って、引き取り者、本人との続柄、保護者が帰宅困難者となる可能性の有無などについて調べておく。
- 中学生は、原則学校待機させ、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させる。また、状況によっては保護者と連絡をとる。

(参考資料)「のびのびルーム・堺っ子くらぶ・放課後ルーム」の開室中に震度5弱以上の地震が発生した場合

※ 学校の扱いと同様、事業運営者は、次の点について年度当初に保護者に周知しておく。

- 震度5弱以上の地震が発生した場合は、休室とする。
- 開室中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、活動を打ち切り、保護者等の迎えがあるまで待機させる。

- 月曜日～金曜日の学校課業日に発生した場合
  - ・ 指導員は、児童の安全確保を図り、地震がおさまれば、安全な場所に避難させる。
  - ・ 指導員は、児童の安否・負傷の有無を確認し、保護者等の迎えを待つ。

当該学校教職員は、予め整備していた学校防災体制に基づいて活動するとともに、状況に応じて「のびのびルーム・堺っ子くらぶ・放課後ルーム」の引き取り等をできる限り補佐し、引き取り状況を共有する。

- 土曜日や学校が課業していない日に発生した場合
  - ・ 指導員は、児童の安全確保を図り、地震がおさまれば、安全な場所に避難させる。
  - ・ 指導員は、児童の安否・負傷の有無を確認し、保護者等の迎えを待つ。

参集した当該学校教職員は、予め整備していた学校防災体制に基づいて活動するとともに、状況に応じて「のびのびルーム・堺っ子くらぶ・放課後ルーム」の引き取り等をできる限り補佐し、引き取り状況を共有するようにする。

### 3 地震が登下校中に発生した場合

#### 緊急対応のポイント

##### <具体的事例>

登校中に震度5弱の地震が発生した。地域では一部の建物が損壊したが、道路の使用は可能であった。  
 (下校中も同様の対応を行う。5弱未満の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状 況	管理職	教職員	子ども
地震発生	防災行政無線等で情報の収集・指示の準備 ※情報を校園長に集約する。校園長は、建物に異常がない場合職員室で指揮をとる。教頭は、情報収集を行うとともに関係機関等に連絡をする。また、必要に応じて首席、教務主任等を校園長補佐とする。 教職員の出勤状況により、柔軟な対応を行う。 ・登校してきた子どもの避難場所を決定する。余震が想定されるため、可能な限り屋外を避難場所とする。 ・負傷者がいる場合は、消防署に連絡するなど、必要に応じた措置を行う。	学校施設に異常がないか確認する。 子どもの安全を確保するとともに、出席者リストを作成する。場合により、通学路の確認に向かう。 予め定められた学校防災体制（P3）に基づき対応する。 子どもがパニックを起こさないように落ちつかせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するよう努める。	事前に登校中の大きな地震に対する行動について理解しておく。 (ただし、子どもは、震度はわからないことを《C》考慮しておく) クラス毎に整列し、指導者の指示に従う。
保護者の迎えの対応	可能であれば、保護者にメール等で迎えの要請を行う。ただし、通信状況が悪くなること(D)を考慮しておく。 児童家庭状況票(P9)を用意するなど保護者等の迎えの準備を行う。 校区内安全確認を指示する。	児童家庭状況票(P9)を準備し、保護者等の迎えに備える。 保護者等の迎えが、長時間ない場合は、避難場所での待機についても念頭におき対策を講じる。 生徒は、原則学校待機させ、教職員による校区内安全確認後、可能であれば帰宅させる。また状況によっては、保護者連絡をする。	
教育委員会への報告	教育委員会へ(別紙様式1により)報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。		
安否の確認	子どもたち全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。 (きょうだいや近隣関係を考慮に入れる。)	登校してこなかった子どもの安否確認を組織的に行う。	学校から指示があるまで登校しない。
堺市災害対策本部の設置の場合(震度6弱以上)	教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、災害地区職員と協議する。		

※全教職員が出勤しておらず、子どもの状況がより把握しにくい登校(園)中の発生を想定

#### 指示・確認内容一（C）

○ 登下校中に大地震が発生した時は、子どもは一切の情報を入手できないと言ってよい。

そのような中、学校へ登校するか、自宅へ帰るかは子どもにとっても判断の難しいところである。本マニュアルでは、大地震発生時に自宅か学校か、いずれか近い方に避難することを原則としている。しかし、保護者も出勤等で、自宅が不在状態である場合などは、学校への避難が安全であると想定される。

また、津波影響エリアにある学校では、大津波警報が発表された場合には、防災行政無線屋外スピーカーやモーターサイレンによって津波避難指示の情報が伝達される。そのような場合には、高い場所に向かって避難し、決して海や川に向かって避難しないことや、予め通学路に面する、または通学路付近にある中高層建築物を避難場所として想定しておくことを指導しておく。

大地震発生の対応について、日頃から子どもと保護者が話し合い、避難場所等を決めておくことが大切であることを周知しておく必要がある。

#### 指示・確認内容一（D）

○ 大地震が発生した場合、基地局やアンテナが壊れて使えなくなったり、多くの人が一度に通信機器を使用したりすることにより、電話やメールがつながりにくくなる。

一般的に大地震発生時には通信機器は使用できないことが多いことを想定しておく必要がある。

そのような中で、子どもの安否確認を速やかに行うためには、きょうだい関係を把握していたり、地区ごとに担当教職員を分担したりするなど、安否確認を組織的に行うための準備が必要である。

#### 4 震度5弱以上の地震が早朝・夜間・休日等に発生した場合

##### 緊急対応のポイント

##### <具体的事例>

午前2時に震度5弱以上の地震が発生した。地域では一部の建物が損壊していたが、道路の使用は可能であった。

(5弱未満の震度でも状況によっては、必要に応じて同様の措置をとる。)

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生（夜間）	情報の収集 堺市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに学校に向かう。 (E)	情報の収集 堺市域に震度5強5弱の地震が発生した場合、校園長の判断に応じて、学校に向かう。  堺市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、自身や家庭の安全を確保のうえ、速やかに学校に向かう。	
教育委員会への報告	建物や周辺の被害状況確認のための指示を行う。 教育委員会へ（別紙様式1により）報告する。その後の被害状況についても、教育委員会に報告する。	予め定められた学校防災体制（P1）に基づき対応する。	
堺市災害対策本部の設置の場合	子どもたち全員の安否確認を組織的に行うための方策を練る。（きょうだいや近隣関係を考慮に入れる。） 教室を避難所として使用しなければならない状況となった場合、災害地区班員と協議する。		学校から指示があるまで登校しない。

##### 指示・確認内容— (E)

○ 堺市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、校園長は参集した教職員に指示し、学校災害対策本部を設置する。その際、通信が可能であれば、教職員の緊急連絡網等により、教職員の被災状況や出勤の可否について把握する。ただし、教職員の参集に時間を要し、一部の教職員による対応とならざるを得ない状況が想定されることも考慮しておく。

また、震度5強以下の地震が発生した場合でも、管理職は学校に急行するとともに必要に応じて学校であらかじめ定めた参集体制をとる。

## 5 地震発生後に、大津波警報が発表された場合

### (1) 緊急対応のポイント（津波影響エリア外に目標地点を定めて水平方向に避難する場合） ＜具体的事例＞

3時間目の授業中に震度6弱の地震が発生した。大きな揺れが収まり、運動場へ避難したが、高さ4.9mの大津波警報が発表された。校舎にはガラスや天井材等が散乱し危険な状況であること、津波到達までに約100分の時間があり、避難路に大きな混乱がみられないことから、二次避難場所に避難した。

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生	防災行政無線で情報の収集・指示の準備	適切な指示・確認（A）を行う。	指示に従い、安全の確保を行う。
揺れが収まる	運動場への避難の指示をする。	適切な指示・確認（B）を行う。	
津波警報の発表 「大津波警報が発表されました。高台に避難してください」	<p>情報収集に努め、二次避難実施を判断する。（F）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4.9mの高さの津波予想→建物に異常がある。</li> <li>・避難経路の安全確認をする。</li> <li>・二次避難の目的地（例えば大仙公園等）への避難を行う。</li> </ul> <p>・地域住民が避難してくるので、上階に避難できるように開錠しておく。</p> <p>・津波影響エリア外の目標地点に向け避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号が消えた交差点</li> <li>・家屋やブロック塀の倒壊等の危険を想定し、誘導する。</li> </ul> <p>津波到達予想時間を過ぎても気を緩めない。</p>	<p>子どもがパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには、教職員が落ち着いて行動するよう努める。</p> <p>予め決められた避難経路に基づき、速やかに避難させる。</p> <p>出席簿や児童家庭状況票等を持ち、担任が点呼する。</p> <p>担任→学年主任→教頭→校長</p>	<p>担任や教科担任等の指示に従い、速やかに避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小6が小1の手を引くなど、安全な避難について配慮する。</li> </ul>

#### 指示・確認内容—（F）

- 避難時間に余裕があり、交通マヒや建物の倒壊、液状化など避難路に大きな混乱がないと考えられる場合や地震により校舎が倒壊する恐れがあり避難場所として使用できない場合などは、東の方向、JR阪和線をめざし、津波影響エリア外にある目標地点を定めて避難させる。
- 水平方向に避難する際の対応
  - ・ 普段から津波影響エリア外の目標地点までの所要時間や避難経路を確認しておく。
  - ・ 信号が消えた交差点、家屋やブロック塀の倒壊等、避難経路の危険を想定しながら誘導する。
  - ・ 子どもたちを避難場所に誘導する際は、パニックにならないよう落ち着いて行動する。
  - ・ 避難途中に緊急な垂直避難が必要な場合のため、避難経路にある津波避難ビルを予め確認しておく。
  - ・ 津波到達予想時間を過ぎても気を緩めない。
- 大津波警報が出ていない場合であっても、避難指示が出された場合は同様の対応をとる。

(2) 緊急対応のポイント（校舎の最上階に垂直方向に避難する場合）

<具体的事例>

3時間目の授業中に震度6弱の地震が発生した。大きな揺れが収まり、運動場へ避難したが、高さ2mの津波警報が発表された。近隣道路の陥没や火災のため、水平避難ができなかったため、校舎3階に二次避難した。

状況	管理職	教職員	子ども
地震発生  揺れが収まる  津波警報の発表 「大津波警報が発表されました。高台に避難してください」	運動場への避難の指示をする。  情報収集に努め、二次避難実施の判断を行う。(G) ・6mの高さの津波予想 →建物に異常がない場合は、校舎3階へ避難 ・教頭が避難場所の安全確認をし、誘導する。 ・必ずマスターキーを携帯する。 ・地元住民が避難してくることを想定しておく。  津波到達予想時間を過ぎても気を緩めない。	適切な指示・確認(A)を行う。  適切な指示・確認(B)を行う。  子どもがパニックを起こさないように落ち着かせる。そのためには教職員が落ち着いて行動するよう努める。  予め決められた避難経路に基づき速やかに3階に避難させる。  出席簿を持ち、担任が点呼。 担任→学年主任→教頭→校園長	指示に従い、安全の確保を行う。  担任や教科担任等の指示に従い、速やかに避難する。 ・特に階上に避難する際は絶対に おさない、 はしらない、 しゃべらない、 もどらない、 を徹底する。

指示・確認内容—(G)

○避難のための時間が少ない場合や、交通マヒや建物の倒壊、液状化等により校外への避難が困難な場合は、地震により校舎が倒壊する恐れがなく、避難場所として使用できることを確認した上で、校舎の最上階などの高い所に避難させる。

○3階に避難する際の対応

- ・避難場所（最上階）の安全を確認する。
- ・予め決められた避難経路に基づき、速やかに最上階に避難させる。
- ・子どもたちを避難場所に誘導する際は、パニックにならないよう落ち着いて行動する。
- ・津波到達予想時間を過ぎても気を緩めない。
- ・地元住民が避難してくることを想定しておく。

○大津波警報が出ていない場合であっても、避難指示が出された場合は同様の対応をとる。

実効性のある避難訓練を工夫し、教員が指示するだけでなく、「自ら危険を予測し、回避する能力を育成する」ことがもっとも大切である。

予報の種類		発表基準	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	3m < 予想高さ ≤ 10m超
	津波	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m < 予想高さ ≤ 3m
津波注意報	津波	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1.1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m

【参考】「気象庁HP」

## 津波を想定した避難について

暫定的な津波影響エリア内にある学校においては、津波発生直後から終息までの数時間から十数時間の間、子どもの生命、身体の安全を確保するため、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するとともに、実践的な避難訓練を行う。

### ※【津波避難対象地域】と【津波注意地域】について

大阪府の被害想定において津波の浸水が予想される地域を基本に、津波警報・大津波警報発表時直ちに「避難する地域」として【津波避難対象地域】を設定した。また、津波浸水想定地域より東側で標高6.8mより低い地域は、大津波警報発表時「直ちに避難できるよう準備し情報収集に努める地域」として【津波注意地域】を設定した。

	津波避難対象地域を含む校区	津波注意地域を含む校区
堺区 (16校区)	三宝、市、英彰、新湊、錦西、錦 少林寺、大仙西、神石	錦綾、浅香山、熊野、榎、三国丘 安井
西区 (7校区)	浜寺、浜寺石津、浜寺昭和、浜寺東	鳳、津久野、上野芝

【参考】「堺市津波避難計画」

### (1) 学校別避難計画の作成

- ア. 津波避難は、子どもを津波影響エリア外の目標地点を定めて水平方向に避難させることを原則とするが、困難な場合は校舎の3階・4階など高い所へ垂直に避難させる。学校として、複数の避難方法を想定しておくことが重要である。
- イ. それぞれの学校が、自治会や自主防災組織など地域ぐるみで学校や地域の実情に即した避難計画を作成し、避難対策を確立する。
- ウ. 学校において、避難場所、避難経路、避難誘導方法、実施責任者等を具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておく。
- エ. 人的被害を出さず、早く確実に避難できるように、実践的な津波避難訓練を実施する。
- オ. 障害のある子どもの避難誘導について、緊急時の学校体制を確立しておく。

### (2) 日頃から子どもへ指導しておくこと

- ア. 学校として、水平方向に避難する場合は津波影響エリア外のどの地点を目標に定めているのか、垂直方向に避難する場合はどの校舎の何階かを具体的に指導しておく。
- イ. 登下校途中で津波警報が発表された場合に備え、日頃から決して海や川に向かって避難しないことや、東の方向、JR阪和線をめざすこと、徒歩で避難ができなくなった場合は、通学路付近にある津波避難ビルに逃げることを指導しておく。  
※保護者に対し、予め家庭でも避難場所を決めておくように伝えておく。
- ウ. 大地震が発生したら、テレビやラジオなどから正しい情報を入手する。防災行政無線屋外スピーカー・モーターサイレンからも津波避難指示の情報が伝達される。また、警察や消防、区役所等の広報車による避難の呼びかけも行われる。
- エ. 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、浸水の恐れのない場所に避難する。
- オ. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気を緩めない。



## 6 被害状況の報告及び教職員の動員計画

### (1) 被災状況を教育委員会に報告

堺市域で震度4以上を観測した場合には、被害の程度にかかわらず、別紙様式1「被害状況等報告書1」の内容について次の使用優先順位に基づいて、教育委員会へ状況を報告すること。

### 教育委員会、市災害対策本部及び各区災害対策本部への連絡方法

使用優先順位	連絡方法	被害状況	報告手順
1	教育情報ネットワークのグループウェアのWeb受付による報告	教育情報ネットワークのグループウェアのWeb受付による報告が可能な場合	報告時点での被害状況を入力して報告する。また、被害状況は、刻々変化していく可能性があることから、新しい状況が把握された時点で再報告していくこと。 【「被害状況報告システム マニュアル」を参照】なお、報告にあたっては管理職及び各学校園で定められた者があたること。
2	教育情報ネットワークのグループウェアのメールによる報告	教育情報ネットワークのグループウェアのWeb受付による報告が不可能であるが、メールの送受信が可能な場合	被災状況を確認後、教育情報ネットワークで配信している「被害状況等報告書1」に入力し、教育情報ネットワークのグループウェアのメールで送信すること。地震発生後、速やかに第一報を報告する。 (その時点で判明している内容で可) *送信先 教育委員会 総務課代表メール
3	ファックス	教育情報ネットワークが使用できず、電話回線に被害がなく、ファックス可能な場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書1」により、指定された教育委員会のファックスに送信する。 地震発生後、速やかに第一報を報告する。 (その時点で判明している内容で可) *送信先 教育委員会 総務課 FAX 228-7890
4	電話	教育情報ネットワークが使用できず、電話回線に被害がなく、停電等でファックス不可能な場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書1」の項目内容を電話で報告する。 学校には、停電時にも通話できる電話がある。 *送信先 教育委員会 総務課 TEL 228-7435
5	防災行政無線 その他	電話回線が使用できない場合	被災状況を確認後、「被害状況等報告書1」に記入し、デジタル戸別受信機から教育委員会の指示を待ち、防災行政無線により、本庁又は区役所の内線電話を呼び出し、報告する。

○使用優先順位2～5での第一報後の再報告については、教育委員会から指示があった時に行うこと。

○防災行政無線の取り扱いについては、危機管理室から配布された「簡易操作説明書」を参照のこと。日頃から操作手順の確認と機器の整備等を行うこと。

(2) 教職員の動員計画

各学校は、市の災害応急対策の参集体制に合わせて、下表のとおり、教職員の参集体制を定める。

災害応急対策要員参集計画

災害の程度	市の対応	配備体制	学校動員	学校災害対策本部		
			動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
堺市域で震度4を観測したとき		警戒配備1号 (情報収集及び伝達に必要な人員を配備)	動員不要	今後発表される情報に留意する	自宅で待機し 今後発表される情報に留意する	学校からの指示があるまでは予定どおり
大阪府に津波注意報が発表されたとき						
堺市域で震度5弱又は5強を観測したとき	危機管理センター設置	警戒配備2号 (軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備)	校園長 教頭  応急対策要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し 配備につく	直ちに帰校し 配備につく
災害の発生が相当程度予想され、その事前対策をとる必要があるとき						
堺市域で震度6弱以上を観測したとき	災害対策本部設置	全員配備	全職員	直ちに配備につく	教職員自身と家族等の安全を確保のうえ直ちに出勤し 配備につく  (津波警報が発表された場合は、原則として津波浸水想定区域内へ参集しないこととする)	直ちに帰校し 配備につく
市全域にわたる被害又は特に甚大な局地的災害が発生したとき						
大阪府に津波警報・大津波警報が発表されたとき						

大規模地震が発生



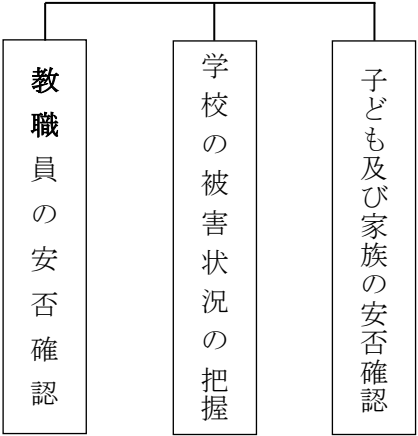
学校へ参集



**学 校 災 害 対 策 本 部 設 置**

教職員が役割分担に従って行動開始

被害状況の把握



具体的な対応

- ・地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集
- ・安全確認、危険箇所への立入禁止
- ・校区の被害、危険箇所等の情報の収集
- ・教育委員会への被害状況の報告
- ・外部との対応
- ・必要な場合、指定避難所及び避難者への支援



教育委員会への被害状況の報告

【危険箇所の判断について】

建物の危険判定は専門家に任せなければならないが、地震発生直後については、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として管理者である校長が行う。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかを速やかに発見できるようにしておく。

大地震発生時は、特に建築構造上の問題が重要視され、柱・梁・壁の破損状況を確認する。

- 鉄筋コンクリート
  - 柱・梁・・・鉄筋が見える、深い亀裂
  - 壁・・・大きく深い亀裂、X字形の亀裂
- 木造
  - 柱・梁・・・傾く、接合部が外れる
- 鉄骨造り
  - 柱・梁・・・折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ
  - 壁・・・破損があっても構造体である柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

## 7 学校再開に向けての対応

校園長は、学校施設・設備の被害状況や教職員・子どもの被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら教育活動の再開に向けて次の取組を進める。

また、被災した子どもの心のケアにも十分配慮した対応に努める。

事象等	具体的な対策等	教委及び市対策本部
1 教育委員会、市の災害対策本部等との協議調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備の安全性の確保</li> <li>・ライフラインの確保</li> <li>・仮設トイレ設置</li> <li>・学校施設の開放状況との調整</li> <li>・学習場所の確保（近隣施設の借用・仮設教室の設営等）</li> <li>・授業実施形態の相談</li> <li>・通学路の安全確保</li> <li>・子どもの心のケア</li> <li>・教職員の心のケア</li> <li>・教職員の確保</li> <li>・教科書、学用品等の確保</li> <li>・被災した子どもの転出入等についての規定の弾力的運用方法</li> <li>・代替給食や給食再開時期・方法</li> <li>・衛生管理状況の確認</li> </ul>	施設課 市対策本部・施設課 市対策本部・施設課 市対策本部 施設課  学校教育部 学務課 学校教育部 教職員企画課 教職員人事課 学務課 学務課  保健給食課 保健給食課
2 子どもの被害調査の実施（家庭訪問や臨時登校等による）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその家族の被災状況</li> <li>・教科書・学用品等の必要数</li> <li>・被災した子どもの避難先等の把握</li> <li>・転校の実施</li> </ul>	学校教育部・保健給食課 学務課 学校教育部・学務課 学務課
3 教育委員会への報告	別紙様式2で報告を行う。	教委総務課
4 継続的な教育委員会等との協議調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した子どもへの就学援助</li> <li>・被災した子どもの各学年の教育課程の修了及び卒業認定</li> <li>・生徒の高等学校入学者選抜等における配慮等</li> </ul>	学務課 学校教育部  学校教育部

（※1）場合によっては、「応急教育（授業形態：二部授業・分散授業）」を実施することも検討する。

### 【応急教育について】

阪神・淡路大震災で避難所となった学校や大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減など様々な制約条件を克服しながら、学校再開にこぎつけたが、当初は、短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を使用しての間借り授業などが行われた。

そうした不自由な学習環境ではあったが、被災した子どもにとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、心のケアの上からも重要な意味をもっていたと言える。

（兵庫県教育委員会）「学校防災マニュアル（改訂版）第2章 地震発生時の危機管理P32」から

○ 教育委員会への報告（地震発生直後から当面の間使用）

この報告書は、地震発生時から複数回使用します。できるだけ早い段階で、メール（教育情報ネットワーク）すること。記入時点で把握した状況で可とします。

次の様式「被害状況等報告書1」に記入し、以下へFAXすること。

教育委員会 総務課 危機管理担当 FAX番号 228-7890

（別紙様式1）

## 被害状況等報告書1

【 学校園

- ・記入日時 月 日 ( ) 時 分
- ・記入者 ( )

※ 記入時点における状況

項目	報告内容			備考
	死者数	子ども	人	
1 人的被害	死者数	子ども	人	
		教職員	人	
	負傷者数	子ども	人	
		教職員	人	
不明者数・未確認者数	子ども	人		
	教職員	人		
2 建物被害 (体育館を除く)	無 有 (場所・被害状況・程度等を記入)			
3 体育館の被害状況	無 有 (被害状況・程度等を記入)			
4 校内在留中の子どもの数 (保護者等の迎えがない数)	年 人・ 年 人・ 年 人・	年 人 年 人 年 人	合計 人	幼稚園は○才児と書き替えて記入のこと
5 ライフライン等の状況	電気	異常なし	・ 不通	
	水道	異常なし	・ 不通	
	ガス	異常なし	・ 不通	
	電話	異常なし	・ 不通	
	FAX	異常なし	・ 不通	
6 火災発生状況	○校内の火災発生	無	・ 有	
	○子どもの下校等に影響する火災発生	無	・ 有	
7 通学路の状況	○子どもの登下校への影響	無	・ 有	校区の建物の被害状況等も加味して判断

○ 教育委員会への報告（授業再開に向けての対応時に使用）

次の様式「被害状況等報告書2」に記入し、以下へFAXすること。

教育委員会 総務課 危機管理担当 FAX番号 228-7890

(別紙様式2)

## 被害状況等報告書2

【 学校園

・記入日時 月 日 ( ) 時 分

・記入者 ( )

※ 記入時点における状況

	項目	設問	設問内容に該当する場合のみ記入
1	施設・設備の安全性の確保	不安視される施設・設備	
2	ライフラインの確保	電気・水道・ガスで不通となっているもの	
3	学習場所の確保	学校園以外の施設で借用や仮設教室の設営	
4	授業実施形態	通常の授業以外の形態で実施	
5	通学路の安全確保	危険個所がある	
6	子どもの心のケア	特別な措置をする	
7	教職員の心のケア	特別な措置をする	
8	教職員の確保	補充したり、特別な体制を組む	
9	教科書、学用品等の確保	教科書を失い補てんが必要な子どもがいる	(該当する場合、学年別人数を記入)
10	被災した子どもの転出入の状況	特別な措置での転出・転入者がいる	転出 人 転入 人
11	衛生管理状況	衛生管理上不安視される場所	
12	被災した子どもの就学援助	被災した子どもの就学援助を実施	
	その他、報告事項		

## ○ 避難所開設にあたって

「堺市避難所運営マニュアル」では、「学校においては、『児童・その家庭の安全確保』『学校の早期再開』を最優先する」とされているが、その上で、避難所の施設管理者として、次のような役割を担う。

### 後方支援内容の例

- ・ 避難所として活用することができる場所、できない場所の指示
- ・ 門や体育館、教室等の鍵の解除
- ・ 児童・生徒、保護者を含む避難者の誘導
- ・ 資材の貸し出し（机、椅子、コピー機、ファックス、紙、ガムテープ、テント、カラーコーンなど）への対応

### 災害地区班員と予め協議しておく内容

- 避難所として利用する範囲、立ち入り禁止範囲の設定について
  - ・ 校長室、職員室、事務室は、学校教育の早期再開の観点から避難者の利用スペースとして使用しない。また、家庭科調理室・理科室等の特別教室、放送室、パソコンルームについても、原則として一般避難者の立ち入りを禁止する。
  - ・ 保健室は、救護所としての活用が考えられる。
  - ・ 早期に学校再開が求められることから、体育館を避難所に充てることを基本とするが、大規模災害時には第2次、第3次の利用範囲として教室使用を考えておく必要がある。
- 避難所運営、救援活動、避難生活等のために必要なスペースの設定について
  - ・ 避難者や外来者の動線を考え、体育館入口付近に避難所の管理・運営のための受付所、事務室、広報場所等のスペースを設定
  - ・ 応急の医療活動を行う救護所（保健室）や、要援護者のためのスペース、プライバシーに配慮した女性用更衣室（兼授乳室）、相談室等の設定
  - ・ 救援物資等の保管・配付場所の設定
  - ・ 屋外の避難者や救援物資等の動線を考え、特設公衆電話の設置場所や仮設トイレ、ゴミ集積場、物資等の荷降ろし場等の設定

#### <参考資料>

学校防災マニュアル（改訂版）	平成18年3月	兵庫県教育委員会
学校等の防災体制の充実について	平成7年11月（第一次報告） 平成8年9月（第二次報告）	文部科学省
東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議（中間とりまとめ）	平成23年9月	文部科学省
堺市津波避難計画	平成26年3月	堺市
気象庁 HP		
消防庁 HP		

（※ 本マニュアルは、各学校園において保管されている「学校園における危機管理」に綴じて保管する）

参考資料

防災計画（例）

		4月	5月	6月	7・8月	9月	
防災教育	防災学習	わたしたちの国 土 (小5社会)	くらしを守る (小4社会) 百年後のふるさとを守る (小5国語) 世界からみた日本の姿 (中2社会)			傷害の防止 (中2保健)	
		総合的な学習の時間における「防災マップづくり」「災害と町づくり」等の課題					
	防災指導	学級活動		・地震による津波の危険と避難 ・災害時に身の安全を確保する方法			「おかしも」の 約束
		学校行事		地震・津波避難訓練			避難訓練
防災管理	対人管理		災害時の身の安全の守り方			安全な避難の仕方	
	対物管理		避難経路の確認 防災設備の点検整備			避難経路の確認 防災設備の点検整備	
防災に関する組織活動・教職員研修等						防災の日	



10月	11月	12月	1月	2月	3月
	大地のつくり (小6理科)	わたしたちの願 いを実現する政 治 (小6社会)		生きている地球 (中1理科) 自然と人間 (中3理科)	
	災害への備えと 協力 (地域の一員と して)【中】		・ 地震による津 波の危険と避難 ・ 安全な避難の 仕方		・ 地震による津 波の危険と避難
	社会見学 (人と未来防災 センター)		地震・津波避難 訓練		
			安全な避難の仕 方		
			避難経路の確認 防災設備の点検 整備		
	地域防災訓練の 啓発		堺市震災総合防 災訓練 阪神淡路大震災 の想起		東日本大震災の 想起

※ この防災計画は、学校安全計画と同じ様式にしている。防災の内容をそのまま学校安全計画に移すことができる。

## 2. 気象災害

### 1. 日頃から留意すべき事項

- ・日頃から教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアルに基づく防災体制、施設・設備等の管理体制及び避難場所としての運営体制を確立する。
- ・自然災害に関する通学路の危険箇所などについて把握しておくとともに、停電、断水、通行止め等も含め、想定される災害の程度ごとの対応マニュアルを作成しておく。
- ・日頃から緊急時の行動について理解させておくとともに、様々な場面や被害を想定した防災訓練を計画的に実施する。

※水害や土砂災害が想定される地域の学校では、水防法や土砂災害防止法によって避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられている。

### 2. 望ましい初期対応のポイント

- ① 大雨や強風は、ある程度予測が可能であるので、刻々と変化する最新の情報の把握に努め人的・物的被害の未然防止、被害を最小限に食い止める対策を講ずる。
- ② 学校内外の施設・通学路等の情報を整理し、教育委員会とも協議の上、その対応を全教職員に指示する。
- ③ 下校の安全に懸念や支障が生じるような状況に至った場合は、危険箇所の状況に応じてコース変更、集団下校や教職員による引率、地域、保護者等への協力も講じる。
- ④ 前もって、登校時の危険が予想される場合や通行が遮断された場合には、臨時休業の措置をとることも考慮する。

**午前7時の時点で、「暴風警報」が発令した場合は臨時休業とする。**

- ⑤ 学校園の再開に向けて校舎施設等の安全確認を行い、状況によっては関係機関及び教育委員会関係課との連携を密に対応する。
- ⑥ 子どもの安全や校舎施設等の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

**具体的な対応については、〈1. 地震・津波対応〉に準ずる。**

## 相談機関一覧

### ◆警察などへの相談

関係機関名	住所	電話番号
堺警察署	堺市堺区市之町西1-1-17	223-1234
北堺警察署	堺市北区新金岡町1-1-1	250-1234
中堺警察署	堺市中区深井沢町2470-17	242-1234
西堺警察署	堺市西区鳳東町4-388	274-1234
南堺警察署	堺市南区桃山台2-2-1	291-1234
黒山警察署	堺市美原区小平尾377-2	362-1234
堺少年サポートセンター	堺市西区鳳東町4-390-1	274-2152・2355

### ◆虐待などの相談

関係機関名	住所	電話番号
堺市子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	245-9197
児童相談所全国共通ダイヤル		189
堺保健福祉総合センター子育て支援課	堺市堺区南瓦町3-1	228-7023
中保健福祉総合センター子育て支援課	堺市中区深井沢町2470-7	270-0550
東保健福祉総合センター子育て支援課	堺市東区日置荘原寺町195-1	287-8198
西保健福祉総合センター子育て支援課	堺市西区鳳東町6-600	343-5020
南保健福祉総合センター子育て支援課	堺市南区桃山台1-1-1	290-1744
北保健福祉総合センター子育て支援課	堺市北区新金岡町5-1-4	258-6621
美原保健福祉総合センター子育て支援課	堺市美原区黒山167-1	341-6411
堺市教育センター	堺市中区深井清水町1426	270-8120

### ◆いじめ・不登校などの相談

関係機関名	住所(受付時間)	電話番号
堺市教育センター(ソフィア教育相談)	堺市中区深井清水町1426	270-8121
堺市教育センター(ふれあい教育相談)	堺市堺区協和町2-61-1	245-2527
(電話教育相談「こころホーン」)	受付時間:24時間	270-5561
堺市教育支援教室(スプリングポート)	堺市堺区錦之町西2-2-34	232-5053
堺市教育支援教室(ユアイルーム)	堺市美原区黒山167-9	362-2554
堺市教育委員会学校教育部	堺市堺区南瓦町3-1	228-7436
堺市子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	245-9197
各区保健福祉総合センター 地域福祉課(家庭児童相談室)	上記参考	上記参考

### ◆セクシュアル・ハラスメントなどの相談

関係機関名	住所(受付時間)	電話番号
子ども電話教育相談「こころホーン」	受付時間:24時間	270-5561
堺市教育委員会学校教育部	堺市堺区南瓦町3-1	228-7436

### ◆性暴力被害などの相談

関係機関名	住所	電話番号
性暴力救援センター・大阪(SACHICO)	松原市南新町3-3-28 阪南中央病院内	072-330-0799
ウィメンズセンター大阪 サチッコ	大阪市阿倍野区旭町2-1-1-123	06-6632-0699
堺市立総合医療センター 救急外来	産婦人科はSACHICOの協力医療機関	072-272-1199
ウーマンライン(性犯罪被害相談)	大阪府警察本部	06-6941-0110

## 参 考 文 献

- ・「危機管理の法律常識」 菱村 幸彦 教育開発研究所
- ・「学校における危機管理」 青田 祥伸 文教書院
- ・「学校の危機管理マニュアル」 高階 玲治 東洋館出版社
- ・「望ましい学校運営のために」 富山県教育委員会
- ・「危機管理マニュアル」 岡山県教育委員会
- ・「危機管理マニュアル」 泉大津市教育委員会
- ・「危機管理マニュアル」 兵庫県教育委員会
- ・「平成 12 年度 我が国の文教施策」 文部省編
- ・「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 文部科学省
- ・「学校における児童生徒等の安全を確保するために」 大阪府教育委員会
- ・「携帯電話に関する指導について」 大阪府教育委員会
- ・「ウェルビーイング大阪 No 8」 大阪府子ども家庭センター
- ・「自分づくり夢づくり 男女平等教育資料」 堺市教育委員会
- ・「教職員向け DV 被害者対応マニュアル」 大阪府
- ・「DV 脱暴力宣言 配偶者等からの暴力をなくすために」 リーフレット 堺市
- ・「デートDVってなに？」 堺市教育委員会
- ・「学校安全と子どもの心の危機管理」 藤森 和美編書 誠信書房
- ・「子どもへの性暴力ーその理解と支援ー」 藤森和美・野坂祐子編 誠信書房
- ・「学校危機管理マニュアル作成の手引き」 長野県教育委員会
- ・「問題行動等対応マニュアル」 山口県教育委員会
- ・「学校の危機管理マニュアル 作成の手引き」 文部科学省
- ・「学校危機管理の手引き」 島根県教育委員会
- ・「スクール・セクシャル・ハラスメント防止のガイドライン」 熊本県教育委員会